

# 国民健康保険特別会計(国保会計)に 一般会計より2億円の繰入!

【平成22年度最終補正予算】

累積赤字  
8億円

## ◆ 増え続ける赤字

毎年厳しい財政状況が続いている国保会計では、平成16年度から平成21年度まで6年連続の赤字となり、平成21年度決算で8億574万円の累積赤字となっています。さらに、今後も厳しい状況が続くと見込まれています。

## ◆ 主な赤字の原因は

- ①高齢化の進展や生活習慣病などにより医療費が年々増加
- ②長引く経済不況による保険税収入額の減少
- ③三位一体改革や医療制度改革による交付金等の減少などが主な原因となっています。

## ◆ 赤字解消に向けて

これ以上の赤字の増大は、国保会計だけでなく町全体の財政に大きな影響を及ぼすことから、平成22年度最終補正予算で一般会計から2億円の法定外繰入を実施し、累積赤字の削減を図りました。本来なら、国保会計内で改善を図るべきですが、厳しい社会情勢を鑑み、町民のみなさまのご理解をお願いします。

今後も、①滞納整理等を強化し収納率の向上 ②特定検診や特定保健指導、レセプト点検等を強化し医療費適正化 ③保険税の見直しなどを図ります。

### \*\* 国保加入者へお願い \*\*

保険税の納税は納税者の義務です。忘れずに納期限内に納めましょう。  
支払いは便利な口座振替をご利用ください。

特定検診、特定保健指導を受け生活習慣病などを予防しましょう。  
また、各種ガン検診も積極的に受診しましょう。

重複受診やコンビニ受診などはやめましょう。  
ジェネリック医薬品を使って医療費の節減にお役立て下さい。

お問い合わせ 福祉部健康推進課 ☎ 945-4791

## 5月保健事業日程

月日	曜日	事業名	対象者	実施場所	使用室	受付時間
5/8	日	あがりティーダウォーキング	関心のある方	あがりティーダ公園		8:00～
5/11	水	ベビースクールⅣ	H22.10.4～H22.12.9生まれ	西原町図書館		13:30～
5/12	木	3歳児健診	H20.1.1～H21.2.2生まれ	中央公民館	ホール・控室・和室・幼児室	13:30～14:15
5/15	日	20代・30代健診	20代・30代の方	中央公民館	ホール	8:30～10:00
5/19	木	1歳半健診	H21.9.11～H21.10.10生まれ	中央公民館	ホール・控室	13:30～14:15
5/23	月	住民健診	小橋川・内間	小橋川公民館	字公民館	9:00～10:00
5/23	月	BCG	3ヶ月～6ヶ月未満	沖縄県総合保健協会		15:30～16:00
5/25	水	住民健診	小波津・呉屋	小波津集落センター	字公民館	9:00～10:00
5/27	金	住民健診	小波津団地	小波津団地自治会事務所	字公民館	9:00～10:00
5/29	日	乳児健診(午前)	H22.6.27～H22.8.27生まれ	社会福祉センター	全館	9:00～10:30
5/29	日	乳児健診(午後)	H22.12.27～H22.2.26生まれ	社会福祉センター	全館	13:00～14:30
5/31	火	住民健診	幸地・県宮坂田高層住宅	幸地公民館	字公民館	9:00～10:00
6/1	水	ベビースクールⅠ	H22.12.10～H23.2.2生まれ	中央公民館	調理・和室	13:30～
6/1	水	住民健診	翁長	翁長公民館	字公民館	9:00～10:00
6/2	木	2歳児歯科健診	H20.12.3～H21.3.2生まれ	中央公民館	ホール・控室	13:30～15:00
6/3	金	住民健診	棚原・千原	中央公民館	ホール	9:00～10:00
6/5	日	20代・30代健診	20代・30代の方	中央公民館	ホール	8:30～10:00
6/6	月	住民健診	小那覇	小那覇公民館	字公民館	9:00～10:00

◆お問い合わせ◆ 福祉部健康推進課 ☎ 945-4791 fax 944-6554

“倒産・解雇などによる離職”(特定受給資格者)や  
“雇い止めなどによる離職”(特定理由離職者)をされた方へ

平成22年4月から国民健康保険  
税が軽減されるようになりました。

## 対象者は？

離職の翌日から翌年度末までの期間において、

(1) 雇用保険の特定受給資格者(例:倒産・解雇などによる離職)

離職理由コード(11、12、21、22、31、32)

(2) 雇用保険の特定理由離職者(例:雇い止めなどによる離職)

として失業等給付を受ける方です。

離職理由コード(23、33、34)

(3) 離職(失業)時点65歳未満の方で、離職日が平成21年3月31日以降であること。

## 軽減額は？

国民健康保険料(税)は、前年の所得などにより算定されます。  
軽減は、前年の給与所得をその30/100とみなして行います。

※具体的な軽減額などは、下記までお問い合わせください。

## 軽減期間は？

制度が始まる前1年以内(平成21年3月31日以降)に離職された方は、平成22年度に限り国民健康保険税が軽減されます。

平成22年4月1日以降に離職された方は平成22年度・23年度、平成23年4月1日以降に離職された方は平成23年度・24年度の国民健康保険税が軽減されます。

※ただし、平成21年度の保険税は対象となりません。御了承ください。

軽減を受けるには申請が必要です。

詳しくは、福祉部健康推進課にお尋ねください。

お問い合わせ 福祉部健康推進課 国民健康保険賦課徴収係 ☎ 945-4791(内線154)